

2020年6月10日

株 主 各 位

山梨県中巨摩郡昭和町西条1514番地
(本社 東京都渋谷区初台二丁目5番8号)

株 式 会 社 フ レ ア ス

代表取締役社長 **澤 登 拓**

第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年6月24日（水曜日）午後6時までに到着するようにご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月25日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号
渋谷東口ビル4階 TKPガーデンシティ渋谷 ホール4C
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。)
3. 目的事項
報告事項 第18期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項 議 案 取締役3名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://fureasu.jp/>）に掲載させていただきます。

◎新型コロナウイルスの感染拡大防止に関する注意事項

- ・株主総会に出席する役員及び運営スタッフにつきましては、マスクを着用してご対応させていただく場合がございます。
- ・当日の会場は、間隔を空けて座席を配置いたしますので、十分な席数が確保できない場合がございます。あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
- ・書面での議決権行使を推奨しております。何卒ご利用をご検討ください。なお、議決権の行使期限は2020年6月24日（水曜日）午後6時到着分までとなります。
- ・ご来場を予定されている株主様におかれましては、当日までの感染状況とご自身の健康状態にくれぐれもご注意ください。
- ・特に、ご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方、体調のすぐれない方は、ご無理をなさらず、ご来場について慎重なご判断をお願い申し上げます。
- ・ご来場の際は、マスク着用等の感染予防にご協力ください。なお、マスクを着用されていない方につきましては、運営スタッフよりマスク着用をお願いをさせていただきます場合がございます。
- ・ご来場の株主様につきまして、体調不良とお見受けされる方には、運営スタッフよりお声掛けさせていただき、検温のご協力をお願いまたはご入場をお控えいただく場合がございます。
- ・すでにご入場されている方につきましても、体調不良とお見受けされる方には、ご退出をお願いする場合がございます。
- ・株主総会の所要時間は可能な限り短縮させていただく予定です。すべてのご質問にはお答えできない場合がございますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、大変ご不便をお掛けいたしますが、新型コロナウイルスの感染拡大防止に関しまして、ご理解及びご協力いただきますようお願い申し上げます。なお、今後の状況変化により、株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://fureasu.jp/>) にてお知らせいたします。

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復基調が続いていたものの、米国の保護主義的姿勢の高まり等に加えて、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大による経済活動の停滞から、景気の先行き不透明感が急速に増してきております。

当社が属する在宅マッサージ業界及び訪問看護業界におきましては、少子高齢化が加速する一方で、医療機関における病床数の減少が見込まれるとともに、特別養護老人ホーム等の介護施設の待機者数は、年々増加傾向にあり、政府による地域包括ケアシステムの構築の推進活動と相俟って、在宅療養の重要性がますます高まってきております。

このような状況のもと、当社では、主要事業であるマッサージ事業において、首都圏に次いで高齢者人口の多い大阪地域で初めての出店となる吹田事業所に加えて、首都圏エリアにおいても多摩稲城事業所を開設するなど、積極的にサービス提供エリアの拡充を図るとともに、既存事業所においてもサービス品質の向上を図るべく人員の確保及び人材育成に取り組んでまいりました。また、マッサージ事業の非連続的成長の実現により、利用者のさらなる増大を図るための事業戦略として介護施設等の法人営業の強化に取り組んでおりますが、そのためのサービス提供エリアのさらなる拡充を目的としてフランチャイズ事業の本格展開を開始いたしました。

株式会社星野リゾートとの業務提携につきましては、同社が運営する宿泊施設「リゾナーレ」において、新たにリゾナーレ熱海及びリゾナーレ那須でのサービス提供を開始し、また同様に「星のや」においても新たに星のや京都でのサービス提供を開始するなど、サービス提供施設数の増加に取り組んでまいりました。これにより、同社が運営する宿泊施設のうち当社がサービスを提供している施設は「界」12施設、「リゾナーレ」3施設及び「星のや」1施設となりました。

一方で、あん摩マッサージ指圧師及び営業スタッフである相談員の不足人員に対する早期確保に起因して、1人あたりの採用コストが上昇したことにより販売費及び一般管理費が増加いたしました。

以上の結果、当事業年度の売上高は3,962,577千円（前期比6.8%増）、営業利益は74,235千円（前期比73.1%減）、経常利益は119,700千円（前期比61.8%減）、当期純利益は56,879千円（前期比67.8%減）となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

① マッサージ事業

マッサージ事業は、新規事業所の開設により新たな地域における利用者ニーズを取り込むとともに、既存店においても、引き続きケアマネジャーへの営業訪問に取り組むことに加えて、介護施設の運営法人への営業を強化するなど、当社サービスの認知度向上を図ってまいりました。また、マッサージ事業の事業譲受による利用者の増加や、訪問鍼灸事業の事業譲受等による提供サービスの拡充など、収益力のさらなる向上に取り組んでまいりました。一方で、不足人員の早期確保に起因して、採用コストが増加いたしました。

保険適用マッサージサービスに係るフランチャイズにつきましては、新規加盟数が19件となり、サービス提供エリアの拡充が順調に進捗したものの、加盟店募集に係る広告費などの先行費用が生じました。

以上の結果、売上高は3,653,242千円（前期比7.3%増）、セグメント利益は757,709千円（前期比8.7%減）となりました。

② その他の事業

その他の事業セグメントに含まれる主な事業である訪問看護事業は、地域のケアマネジャーに対する営業の強化を通じて、当社サービスの認知活動を推進してまいりました。一方で、売上高の増加に応じた人員の採用や退職者の補充採用に伴い、採用コストが増加いたしました。

以上の結果、売上高は309,334千円（前期比0.5%増）、セグメント利益は31,600千円（前期比14.4%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度に実施しました設備投資の総額は、8,004千円であります。その主な内訳は、保険請求システムの取得5,121千円及び東京本社の改装費1,343千円であります。

(3) 資金調達の状況

当社は、2019年3月28日付での東京証券取引所マザーズ市場への上場に伴い、オーバーアロットメントによる売出しに関連して行った第三者割当増資による78,600株の新株発行により、133,777千円の資金を調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社は、在宅医療をサポートする企業として、マッサージ事業を主たる事業として展開しております。

現在の我が国は、国民の4人に1人以上が65歳以上の高齢者（出所：内閣府「平成30年版高齢社会白書」という世界保健機関（World Health Organization:WHO）が定義する「超高齢社会」を迎えております。これに伴い医療費のうち入院費を含む診療費は、年間30兆円を超える規模にまで膨らみ（出所：厚生労働省「平成29年度 医療費の動向」、我が国は、社会保障費等の増加による財政の悪化に直面しております。

このような状況下、入院費の削減を目的とした医療機関の病床数の削減が政府目標として掲げられるとともに、在宅医療と在宅介護の充実化により医療機関における診療から在宅医療への転換を図る地域医療構想（「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（医療介護総合確保推進法）」及び「医療法」第30条の4第2項）が政府の方針として打ち出されております。

また、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者に達する2025年頃には、国民の3人に1人が65歳以上の高齢者、5人に1人が75歳以上の後期高齢者になるといういわゆる「2025年問題」が到来し（出所：厚生労働省 広報誌「厚生労働」2017年2月号）、多くの医療難民、介護難民の発生への対応が社会問題となることを見込んでおります。

このような経営環境下、当社は「人と人とのふれあいを大切にし社会貢献すると共に、社員の物心の幸せを追求する」という会社理念のもと、「全国津々浦々に一人でも多くの方に速やかにフレアスのサービスを提供し、日本の在宅事情を明るくする。」という経営ビジョンを掲げ、事業を通じて「超高齢社会」における社会問題の解決に資する企業となることを目指しております。

このような経営方針及び経営環境の下、当社が対処すべき課題は、主として、以下の項目と認識しております。

①人材の定着と採用の強化について

当社は、さらなる事業の拡大を図っていくためには、あん摩マッサージ指圧師及び看護師等の専門職をはじめとした人材の定着と採用の強化が重要であると認識しております。

そのため、当社では、待遇の改善、労務に焦点をあてたコンプライアンス委員会の開催、全事業所規模での安全衛生委員会の開催、メンタル面での悩み相談が可能な外部相談窓口の設置、定期的な実施される従業員満足度調査に基づく会社に対する満足度の把握及び従業員等が共感できる会社理念や経営ビジョンの策定と共有化等を通じて、離職率の低下等、人材の定着に向けた全社的な

取り組みを実施しております。また、人材採用の専門部署の設置、あん摩マッサージ指圧師を育成する専門学校における定期的な会社説明会の実施等を通じて、採用の強化を図っております。

今後もこれらの施策等を継続的に実施し、人的経営資源の維持と確保に努めてまいります。

②人材の育成について

当社は、適切な事業の遂行と事業の持続的な成長を実現していくためには、人材の育成が重要であると認識しております。

当社の主力事業であるマッサージ事業においては、利用者の療養生活に資する高品質なサービス提供を継続的に実施していくことこそが、事業の発展につながるものと考えております。また、あん摩マッサージ指圧師は、独立開業が可能な有資格者となります。そのため、優秀な人材を確保し続けていくためには、成長実感を得られるような職場環境の提供により当社での就労意欲を高めていくことが必要となります。

これらの観点から、当社は、より高度で充実した教育研修体制の構築を図り、人材の育成に一層、注力していくことが重要であると認識しております。当社は、サービス品質の維持及び向上を図る専門部署を設置するとともに、年間70万件を超えるサービス提供実績に基づく症例データを蓄積し、これらのノウハウを教育研修に活用しておりますが、今後につきましても、品質管理体制の向上と教育研修制度の充実に積極的に取り組んでまいります。

③安定的な事業基盤の確立について

当社は、国民健康保険法及び健康保険法に定められた医療保険制度並びに介護保険法等に定められた介護保険制度を利用した事業を展開しており、利用者の多くは高齢者であるとともに、利用者からの収入の多くは、保険制度に基づく収入となっております。そのため、永続的に事業を通じた社会的な使命を果たしていくためには、特定の制度や利用者層に過度に依存することを回避することが重要であると考えております。

当社は、保険制度に基づく収入だけではなく、フランチャイズ加盟店からのロイヤリティ収入をはじめとした収益構造の多様化や、保険適用外サービスの展開による利用者層の拡充等を通じて、安定的な事業基盤の確立に努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分		第15期 (2017年3月期)	第16期 (2018年3月期)	第17期 (2019年3月期)	第18期 [当事業年度] (2020年3月期)
売上高	(千円)	2,900,404	3,284,979	3,711,638	3,962,577
経常利益	(千円)	194,400	193,759	313,003	119,700
当期純利益	(千円)	177,869	109,912	176,563	56,879
1株当たり 当期純利益	(円)	88.93	54.96	88.16	24.48
総資産	(千円)	1,588,572	1,973,936	2,491,623	2,505,483
純資産	(千円)	595,181	705,094	1,307,158	1,497,815
1株当たり 純資産額	(円)	297.59	352.55	580.96	643.23

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。
3. 2018年2月1日付で普通株式1株につき100株、2019年1月8日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、第15期(2017年3月期)の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

事業区分	事業内容
マッサージ事業	<p>①保険適用マッサージサービス 歩行困難なため自宅や施設で療養生活を余儀なくされている高齢者等の利用者に対し、自宅や施設を訪問して、利用者の主治医の同意に基づき、医療保険制度の適用対象となるマッサージサービスを提供しております。</p> <p>②保険適用外マッサージサービス 当社と法人顧客との業務提携契約または業務委託契約に基づき、医療保険制度の適用対象外となる、医師の同意を要しないマッサージサービスを提供しております。</p> <p>③SPA（スパ）サービス 当社と法人顧客との業務提携契約または業務委託契約に基づき、筋肉ではなく皮膚を対象とした心身の緊張を弛緩させることを目的としたオイルトリートメントサービスを提供しております。</p> <p>④フランチャイズ 保険適用マッサージサービスにつきまして、フランチャイズチェーンによる事業展開を行っております。加盟店オーナーとフランチャイズ契約を締結し、開業支援や営業、研修等のサポートを提供しております。</p>
その他	主として訪問看護事業を行っております。訪問看護事業における訪問看護サービスは、自宅等で継続的に療養を要する高齢者等の利用者に対して、その主治医の指示に基づいて、看護師等が当社の訪問看護ステーションより利用者の自宅等を訪問して、療養上の世話や診療の補助等のサービスを提供しております。

(8) 主要な事業所 (2020年3月31日現在)

- ①本店 山梨県中巨摩郡昭和町西条1514番地
- ②東京本社 東京都渋谷区初台二丁目5番8号
- ③事業所 直営店 91拠点
フランチャイズ 28拠点

直営店の主な事業所

名 称	所 在 地
札幌事業所	北海道札幌市豊平区
旭川事業所	北海道旭川市
帯広事業所	北海道帯広市
青森事業所	青森県青森市
盛岡事業所	岩手県盛岡市
仙台事業所	宮城県仙台市若林区
秋田事業所	秋田県秋田市
山形事業所	山形県山形市
福島事業所	福島県福島市
茨城事業所	茨城県水戸市
宇都宮事業所	栃木県宇都宮市
群馬事業所	群馬県高崎市
埼玉事業所	埼玉県さいたま市緑区
千葉事業所	千葉県松戸市
我孫子事業所	千葉県我孫子市
山梨事業所	山梨県中巨摩郡
静岡事業所	静岡県静岡市駿河区
渋谷事業所	東京都渋谷区
杉並事業所	東京都杉並区
世田谷事業所	東京都世田谷区
練馬事業所	東京都練馬区
品川事業所	東京都品川区
両国事業所	東京都墨田区
赤羽事業所	東京都北区
国分寺事業所	東京都国分寺市
多摩稲城事業所	東京都多摩市
横浜青葉事業所	神奈川県川崎市宮前区
横浜あさひ事業所	神奈川県横浜市旭区
新潟事業所	新潟県新潟市中央区

名 称	所 在 地
上越事業所	新潟県上越市
富山事業所	富山県富山市
金沢事業所	石川県金沢市
福井事業所	福井県福井市
三重事業所	三重県津市
奈良事業所	奈良県奈良市
吹田事業所	大阪府豊中市
鳥取事業所	鳥取県鳥取市
松江事業所	島根県松江市
広島事業所	広島県広島市西区
山口事業所	山口県山口市
徳島事業所	徳島県徳島市
高松事業所	香川県高松市
松山事業所	愛媛県松山市
高知事業所	高知県高知市
福岡事業所	福岡県福岡市早良区
北九州事業所	福岡県北九州市小倉北区
長崎事業所	長崎県長崎市
熊本事業所	熊本県熊本市東区
宮崎事業所	宮崎県宮崎市
鹿児島事業所	鹿児島県鹿児島市
沖縄事業所	沖縄県那覇市
訪問看護ステーション盛岡	岩手県盛岡市
ヘルパーステーション盛岡	岩手県盛岡市
訪問看護ステーション宇都宮	栃木県宇都宮市
訪問看護ステーション新潟	新潟県新潟市北区
訪問看護ステーションすばる	東京都渋谷区
訪問看護ステーションおりおん	東京都港区
他34拠点	

(9) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

事業区分	従業員数	前期末比増減
マッサージ事業	576名 (154名)	47名増 (7名増)
その他	57名 (20名)	2名増 (2名減)
全社(共通)	39名 (6名)	6名増 (3名減)
合計	672名 (180名)	55名増 (2名増)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であります。
2. 臨時従業員数は、() 内に内数で記載しております。なお、臨時従業員には、パート社員を含み、派遣社員を除いております。
3. 全社(共通)は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

(10) 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	437,880千円
株式会社三菱UFJ銀行	55,390千円
株式会社山梨中央銀行	47,188千円
株式会社商工組合中央金庫	1,664千円
株式会社みずほ銀行	1,628千円

2. 会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 8,000,000株

(2) 発行済株式総数 2,328,600株

(3) 株主数 929名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
澤 登 拓	826,600株	35.49%
株 式 会 社 優 美	800,000株	34.35%
J. P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S. A. 1300002	84,700株	3.63%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	38,100株	1.63%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	29,900株	1.28%
澤 登 耕	26,000株	1.11%
MSIP CLIENT SECURITIES	25,800株	1.10%
寺 田 英 司	21,500株	0.92%
樂 天 証 券 株 式 会 社	20,100株	0.86%
株 式 会 社 山 梨 中 央 銀 行	20,000株	0.85%

(注) 1. 持株比率は、小数点以下第3位を切り捨てて表示しております。
2. 自己株式は所有しておりません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項（2020年3月31日現在）

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

2018年2月16日開催の取締役会決議による第1回新株予約権

①新株予約権の払込金額 払込を要しない

②新株予約権の行使価額 1株当たり金378円

③新株予約権の行使条件 新株予約権発行時において当社取締役、監査役又は従業員であった者は、新株予約権の行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由により退任又は退職する者で、当社が取締役会において特に新株予約権の行使を認めた者についてはこの限りではない。

新株予約権者は、新株予約権が行使可能となった場合であっても、当社がその株式を国内又は国外の証券取引所に上場する日の前日までは、これを行行使することができない。

新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部または一部を行行使することができる。

イ 2018年2月19日から2020年3月31日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて行行使することができない。

ロ 2020年4月1日から2022年3月31日までは、割り当てられた新株予約権の2分の1について行行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる）。

ハ 2022年4月1日から2027年12月31日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて行行使することができる。

その他の新株予約権の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当てに係る契約書に定めるところによる。

④新株予約権の行使期間 2020年4月1日から2027年12月31日

⑤当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	660個	普通株式 66,000株	3人

（注）2019年1月8日付で普通株式1株につき20株の株式分割を実施しております。これにより、新株予約権の行使価額並びに目的となる株式の種類及び数は調整後の内容となっております。

2018年7月23日開催の取締役会決議による第2回新株予約権

- ①新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ②新株予約権の行使価額 1株当たり金765円
- ③新株予約権の行使条件 新株予約権発行時において当社取締役、監査役又は従業員であった者は、新株予約権の行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由により退任又は退職する者で、当社が取締役会において特に新株予約権の行使を認めた者についてはこの限りではない。
- 新株予約権者は、新株予約権が行使可能となった場合であっても、当社がその株式を国内又は国外の証券取引所に上場する日の前日までは、これを行行使することができない。
- 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- 新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部または一部を行行使することができる。
- イ 2018年7月24日から2020年7月31日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて行使することができない。
- ロ 2020年8月1日から2022年3月31日までは、割り当てられた新株予約権の2分の1について行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる）。
- ハ 2022年4月1日から2027年12月31日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて行使することができる。
- その他の新株予約権の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当てに係る契約書に定めるところによる。

④新株予約権の行使期間 2020年8月1日から2027年12月31日

⑤当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	200個	普通株式 20,000株	2人

(注) 2019年1月8日付で普通株式1株につき20株の株式分割を実施しております。これにより、新株予約権の行使価額並びに目的となる株式の種類及び数は調整後の内容となっております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2020年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	澤 登 拓	株式会社優美代表取締役社長
取 締 役	川 上 詠 昌	事業本部長 法人事業開発部、法人事業推進部、人材開発部管掌
取 締 役	奈 良 香 澄	事業本部長 北海道東北エリア、関東首都圏エリア、新潟北陸近畿エリア、中四国九州沖縄エリア、訪問看護事業部管掌
取 締 役	中 野 剛	管理本部長
取 締 役	関 根 竜 哉	セントケア・ホールディング株式会社取締役副社長
常 勤 監 査 役	赤 池 雅 司	
監 査 役	日 浦 正 貴	日浦公認会計士事務所所長 ライジング・フォース株式会社取締役 トライアンフィールドホールディングス株式会社社外監査役 株式会社あしたのチーム社外監査役
監 査 役	古 賀 望	弁護士法人泉総合法律事務所

- (注) 1. 取締役関根竜哉氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役赤池雅司氏、監査役日浦正貴氏及び監査役古賀望氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 監査役日浦正貴氏及び監査役古賀望氏は、公認会計士としての高い専門性と豊富な経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 当社は取締役関根竜哉氏、監査役赤池雅司氏、監査役日浦正貴氏及び監査役古賀望氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 5. 事業年度中に退任した監査役

退任時の会社における地位	氏 名	退任時の担当及び重要な兼職の状況	退 任 日
常 勤 監 査 役	飯 野 由 利	—	2019年12月20日

なお、監査役飯野由利氏は、辞任による退任であります。

4. 当事業年度末日後に生じた取締役の重要な兼職の異動は、次のとおりであります。

氏 名	重要な兼職の状況		異動年月日
	変 更 後	変 更 前	
関 根 竜 哉	セントケア・ホールディング株式会社取締役	セントケア・ホールディング株式会社取締役副社長	2020年4月1日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と、取締役関根竜哉氏、監査役赤池雅司氏、監査役日浦正貴氏及び監査役古賀望氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項で定める最低責任限度額を限度としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	員 数	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (1名)	58,399千円 (3,000千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	18,499千円 (12,499千円)
合 計 (うち社外役員)	9名 (4名)	76,899千円 (15,499千円)

- (注) 1. 報酬等の額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記には、2019年12月20日付で退任した監査役1名に対する報酬等を含んでおります。
3. 2017年6月30日開催の定時株主総会において、取締役の報酬限度額は、年額140百万円以内(うち社外取締役分は年額20百万円以内)、監査役の報酬限度額は、年額30百万円以内と決議いただいております。
4. 各役員に対する月額固定報酬については、役位、職務内容及び業績等を総合的に勘案して、取締役の報酬は取締役会で決議し、監査役の報酬は監査役会の決議により決定しております。なお、当社には使用人兼務役員はおりません。

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である法人等と当社の関係

社外取締役関根竜哉氏は、セントケア・ホールディング株式会社の取締役副社長であります。なお、当社と兼職先との間には特別な利害関係はありません。

社外監査役日浦正貴氏は、日浦公認会計士事務所の所長、ライジング・フォース株式会社の取締役、トライアンフィールドホールディングス株式会社の社外監査役及び株式会社あしたのチームの社外監査役であります。なお、当社と兼職先との間には特別な利害関係はありません。

社外監査役古賀望氏の重要な兼職先である弁護士法人泉総合法律事務所と当社との間には特別な利害関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況
社外取締役	関 根 竜 哉	当事業年度に開催された取締役会には、20回中20回出席し、主に上場企業における経営陣としての経験、及び介護業界における豊富な経験と幅広い見識から適宜発言を行っております。
社外監査役	赤 池 雅 司	当事業年度に開催された取締役会には、20回中20回、また、監査役会には、15回中15回出席し、長年にわたり製薬企業において業務品質の信頼性保証や法令遵守の促進の業務に従事した経験から適宜発言を行っております。
社外監査役	日 浦 正 貴	当事業年度に開催された取締役会には、20回中20回、また、監査役会には、15回中15回出席し、主に上場企業における経営陣としての経験、及び公認会計士として培ってきた豊富な経験及び見地から適宜発言を行っております。
社外監査役	古 賀 望	当事業年度に開催された取締役会には、20回中19回、また、監査役会には、15回中15回出席し、主に弁護士及び公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22,900千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,900千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会計監査人との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めておりますが、責任限定契約は締結していません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ 当社の取締役及び使用人（以下、「役職員」という）は、法令及び定款の遵守は当然のこととして、高い倫理観を保持して誠実に行動することが求められる。当社は、そのような行動のよりどころとなる企業倫理として「会社理念」「経営ビジョン」及び「行動規範」を定める。

ロ 当社は、「コンプライアンス規程」を定めるとともに、取締役会において「コンプライアンス基本方針」を決議して、コンプライアンスの実践を経営の最重要課題の一つと位置づける。その上で、「コンプライアンス行動規範」を定め、すべての役職員に対して、コンプライアンス意識が浸透するように努める。また、コンプライアンスに関する教育研修を定期的実施する。

ハ 当社は、取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する重要事項について慎重かつ十分に審議する。これにより、当社のコンプライアンス体制の維持及び強化を図る。

ニ 当社は、取締役社長直轄の組織として内部監査室を設置し、専属の内部監査人が内部監査活動を実施する。内部監査人は、当社における業務の法令及び定款の遵守性、並びに社内規程等への準拠性について、継続的にモニタリング活動を実施する。

ホ 当社は、企業倫理、コンプライアンス行動規範、法令等に反する行為が早期に発見され、是正されることを目的として「コンプライアンス規程」及び「情報管理規程」を定め、内部通報制度を採用する。これにより、企業倫理、コンプライアンス行動規範、法令等に反する行為があった場合には、直ちに取締役社長、監査役及び内部監査人等に報告される体制を構築する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ 当社は、「文書管理規程」を定め、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的記録により保存する。

ロ 当社の取締役及び監査役は、「文書管理規程」に基づいて取締役の職務の執行に係る情報を閲覧・謄写することができる。

ハ 文書管理の主管部署は、取締役または監査役から要請があった場合に備えて、取締役の職務の執行に係る情報を常に閲覧可能な状態に保つ。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ 当社は、取締役会において、事業活動の継続的な遂行を通じて社会的な責任を果たしていくこと、ステークホルダーからの社会的な信頼性を維持及び確保するとともにより一層高めていくことを目的として、「リスク管理に関する基本方針」を定める。
- ロ 当社は、効果的なリスク管理が実施できるように、経営トップのみならず全役員参加型のリスク管理体制を構築することに努める。また、取締役会及び経営会議において、リスク管理に関する活発なディスカッションを実施する。
- ハ 当社は、「リスクマネジメント規程」を定め、リスクの顕在化を防止または軽減することを通じて、損失等の発生を抑制するために、適切な対策を立て実行する体制を構築する。そのために、「リスク管理マニュアル」の整備及びリスク管理に関する教育研修を実施して、リスク管理の実効性を高める。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、「職務分掌規程」を定め、部門組織の職務分掌を明確にした上で、各取締役の管掌部門及び担当職務を定め、役割分担を明確にする。また、「職務権限規程」を定め、各取締役の職務上の権限を明らかにする。
- ロ 当社は、定例の取締役会を毎月1回以上開催し、経営上の重要事項を慎重に審議して意思決定の適正化を図るとともに、原則として毎週開催される経営会議を通じて、取締役社長による迅速かつ公正な意思決定を図る。これにより経営の健全性を確保しつつ、経営の効率化を推進する。
- ハ 当社は、年度計画のみならず、中期的な経営計画（以下、「中期経営計画」という）を策定し、将来の経営目標と経営ビジョンを前提とした中期的な経営戦略と経営施策を明らかにする。当社は、中期経営計画の策定を通じて、計画的かつ組織的な事業経営の実現に努め、経営のスピードを高める。

⑤反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方並びにそれを確保するための体制

- イ 当社は、企業の社会的責任を自覚して、社会の秩序や当社の健全な企業活動に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を遮断する。
- ロ 当社は、「反社会的勢力対策規程」を定め、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応する。また、不当要求防止責任者を設置して、いかなる名目の利益供与も行わない。

- ⑥監査役の職務を補助すべき使用人、当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する体制
- イ 当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、遅滞なく、当該使用人を置く。
 - ロ 監査役の職務を補助すべき使用人を置く場合、当該使用人の人事異動、人事評価及び懲戒処分等の決定については、事前に監査役会または監査役の同意を要する。
 - ハ 監査役の職務を補助すべき使用人を置く場合、当該使用人が他部署の使用人を兼務するときは、監査役の職務補助に係る業務を優先する。また、監査役を補助する業務については、当該使用人に対する指揮命令権限は監査役に帰属し、取締役の指揮命令を受けない。
- ⑦取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ 当社の役職員は、法令若しくは定款に反する行為、不正行為、または当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときや、経営上、重要な影響を及ぼす決定をしたときは、直ちに監査役または監査役会に報告する。
 - ロ 当社は、「コンプライアンス規程」を定め、監査役または監査役会に前号の報告したことを理由として、当該報告者に対して、人事上その他不利な取扱いを行わない。
 - ハ 当社は、監査役がその職務を遂行するために、監査費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに対応する。
 - ニ 監査役は、取締役の意思決定の過程及び職務の執行の状況等を把握して、経営に対する監視機能を発揮するために、取締役会のほか、経営会議やその他の重要な会議に出席することができる。また、稟議書やその他の重要な文書を閲覧し、必要に応じて役職員に説明を求めることができる。
 - ホ 当社は、監査役が適切にその職務を果たすことができるように、監査役と積極的にコミュニケーションを図り、取締役社長その他の役職者は、監査役と定期的に意見交換を実施する。また、監査の計画、実施、結果の共有等の各段階において、監査役または監査役会が内部監査人及び監査法人と密接に連携できるように協力する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 取締役会は20回開催されており、他に取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。また、コンプライアンス委員会を開催するとともに、役職員に対し必要な研修を行っております。社内規程等は随時見直しを行い更新するとともに、その内容を周知し、常時確認できるようにしております。
- ② 監査役会は15回開催され、過半数が社外監査役により構成されております。監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、取締役、内部監査室との間で意見交換を行っております。
- ③ 内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社の各部門への監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告しております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,354,567	流動負債	506,747
現金及び預金	1,155,032	1年内償還予定の社債	20,000
売掛金	995,398	1年内返済予定の長期借入金	203,804
貯蔵品	6,150	未払金	63,532
前渡金	623	未払費用	104,935
前払費用	41,200	前受金	9,165
前払金	150,000	未払法人税等	4,051
その他	9,833	未払消費税等	10,043
貸倒引当金	△3,670	預り金	17,524
固定資産	150,915	賞与引当金	72,528
有形固定資産	20,231	その他	1,161
建物	16,287	固定負債	500,921
工具、器具及び備品	3,944	社債	120,000
無形固定資産	49,275	長期借入金	339,946
ソフトウェア	30,807	退職給付引当金	21,975
のれん	13,857	その他	19,000
その他	4,610	負債合計	1,007,668
投資その他の資産	81,408	(純資産の部)	
長期前払費用	844	株主資本	1,497,815
敷金及び保証金	30,580	資本金	289,638
繰延税金資産	49,972	資本剰余金	279,638
その他	10	資本準備金	279,638
		利益剰余金	928,538
		その他利益剰余金	928,538
		繰越利益剰余金	928,538
		純資産合計	1,497,815
資産合計	2,505,483	負債純資産合計	2,505,483

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	3,962,577
売 上 原 価	2,220,541
売 上 総 利 益	1,742,035
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,667,800
営 業 利 益	74,235
営 業 外 収 益	
助 成 金 収 入	46,041
そ の 他	4,957
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	2,788
社 債 利 息	151
株 式 公 開 費 用	119
支 払 保 証 料	463
そ の 他	2,010
経 常 利 益	119,700
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	155
税 引 前 当 期 純 利 益	119,544
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	62,870
法 人 税 等 調 整 額	△205
当 期 純 利 益	56,879

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						純 資 産 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株 主 資 本 合 計	
		資 準 備 金	資 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 剰 余 金 合 計		
当 期 首 残 高	222,750	212,750	212,750	871,658	871,658	1,307,158	1,307,158
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	66,888	66,888	66,888			133,777	133,777
当 期 純 利 益				56,879	56,879	56,879	56,879
当 期 変 動 額 合 計	66,888	66,888	66,888	56,879	56,879	190,656	190,656
当 期 末 残 高	289,638	279,638	279,638	928,538	928,538	1,497,815	1,497,815

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品……………最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建	物	15～39年
工 具、 器 具 及 び 備 品		3～8年

無形固定資産……………定額法

なお、主な償却年数は以下のとおりであります。

ソフトウエア（自社利用分）	5年	（社内における利用可能期間）
の れ ん	5年	

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸 倒 引 当 金……………売上債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞 与 引 当 金……………従業員の賞与支給に充てるため、支給対象期間に対応した支給見積相当額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。その計算方法は、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法としております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法…税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 22,940千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 2,328,600株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

減価償却限度超過額	538千円
退職給付引当金	6,574千円
賞与引当金	21,700千円
未払事業税等	3,548千円
未払法定福利費	6,955千円
資産調整勘定	7,634千円
その他	6,685千円
繰延税金資産小計	53,637千円
評価性引当金	△3,664千円
繰延税金資産合計	49,972千円

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入及び社債により資金を調達しております。

(2) 金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、主に医療保険制度及び介護保険制度に基づく債権であり、その大半は各地域の後期高齢者医療広域連合等の保険者であるためリスクは僅少であります。一方でその一部は利用者に対する債権であり、これは利用者の信用リスクに晒されております。また、賃貸物件において預託している敷金及び保証金は、取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金及び未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、長期借入金及び社債は、事業活動に必要な資金の調達を目的にしたものであり、流動性リスクに晒されております。

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、担当部署が取引相手からの入金状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、滞留債権の早期把握や軽減を図っております。

②資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性のリスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（注）2. 参照）

（単位：千円）

科 目	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(資産)			
(1) 現金及び預金	1,155,032	1,155,032	—
(2) 売掛金	995,398	995,398	—
(負債)			
(3) 未払金	63,532	63,532	—
(4) 未払費用	104,935	104,935	—
(5) 社債（※1）	140,000	140,771	771
(6) 長期借入金（※2）	543,750	544,042	292

（※1）1年内償還予定の社債20,000千円は社債に含めております。

（※2）1年内返済予定の長期借入金203,804千円は長期借入金に含めております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(3) 未払金、(4) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 社債、(6) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入等を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	2020年3月31日
敷金及び保証金	30,580

敷金及び保証金については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	643円23銭
1 株当たり当期純利益	24円48銭

追加情報

(子会社株式の取得)

当社は、2020年3月25日開催の取締役会において、株式会社レイスヘルスケアが事業の一部を分割し、新たに設立される予定の訪問マッサージ治療院フランチャイズ事業を行う株式会社オルテンシアハーモニーの株式を取得し、子会社化することについて、以下のとおり決議し、同日に株式譲渡契約を締結いたしました。

1. 株式の取得の理由

当社は、「全国津々浦々に、一人でも多くの方に速やかにフレアスのサービスを提供し、日本の在宅事情を明るくする。」という経営ビジョンのもと、主として高齢者への訪問マッサージを行うマッサージ事業を展開しております。高齢化社会において、ますます増大する利用者ニーズに対応するために、これまで、事業所の新規出店並びにあん摩マッサージ指圧師及び営業活動を担う相談員の増員を実施し、また、営業譲受による拠点拡大を推進してまいりました。

さらに、当社は、マッサージ事業の非連続的成長の実現により利用者のさらなる増大を図るための事業戦略として、介護施設等の法人営業の強化に取り組んでおりますが、そのためには、サービス提供エリアのさらなる拡充が必要となるため、当事業年度よりマッサージ事業に係るフランチャイズ事業を本格的に展開してまいりました。本日現在、当社ではフランチャイズを含め、全国103拠点においてサービスを展開しております。

しかしながら、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者に達する2025年頃には、国民の3人に1人が65歳以上の高齢者、5人に1人が75歳以上の後期高齢者になるといわれる「2025年問題」が到来し、多くの医療難民、介護難民の発生への対応が社会問題となることを見込んでおります。このような環境下、「2025年問題」の解決企業として当社が事業を遂行していくためには、事業展開のスピードをさらに加速させることが不可欠となるものと認識しております。

株式会社レイスヘルスケアは、当社と同様のマッサージ事業に係るフランチャイズ事業を展開しており、全国172拠点（2020年1月末時点）の運営管理を行っております。当社は、本件株式取得によって、マッサージ事業に係るフランチャイズチェーンとして在宅マッサージ業界におけるマーケットシェアのさらなる拡大を図るとともに、本件により大きく拡充されるサービス提供エリアを通じて、来年度以降の主たる成長戦略である介護施設等の法人営業の強化をより一層推進することを見込んでおり、当社サービス利用者のさらなる増大を図ってまいります。

2. 異動する子会社の概要

(1)	名称	株式会社オルテンシアハーモニー	
(2)	所在地	兵庫県神戸市東灘区向洋町中六丁目9番地	
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 岸 誉親	
(4)	事業内容	訪問マッサージ治療院フランチャイズ事業	
(5)	資本金	300千円	
(6)	設立年月日	2020年5月29日	
(7)	大株主及び持株比率	株式会社レイスヘルスケア (100%)	
(8)	上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	該当事項はありません。
		人的関係	該当事項はありません。
		取引関係	該当事項はありません。

3. 株式取得の相手先の概要

(1)	名称	株式会社レイスヘルスケア	
(2)	所在地	兵庫県神戸市東灘区向洋町中六丁目9番地	
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 稲田 晋之介	
(4)	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問マッサージ治療院及びデイサービスのフランチャイズ事業 ・レシピ作成システムの提供・請求事務代行事業 	
(5)	資本金	66,500千円	
(6)	設立年月日	2004年1月20日	
(7)	純資産	89,253千円	
(8)	総資産	662,011千円	
(9)	大株主及び持株比率	株式会社L E I Sホールディングス (97.1%)	
(10)	上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	該当事項はありません。
		人的関係	該当事項はありません。
		取引関係	該当事項はありません。
		関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

4. 取得株式数、取得価額及び取得前後の所有株式の状況

(1) 異動前の所有株式数	一株 (議決権の数：一個) (議決権所有割合：－%)
(2) 取得株式数	300株 (議決権の数：300個)
(3) 取得価額	株式会社オルテンシアハーモニーの普通株式 500百万円 アドバイザー費用等 (概算額) 10百万円 合計 (概算額) 510百万円
(4) 異動後の所有株式数	300株 (議決権の数：300個) (議決権所有割合：100%)

- (注) 1. 本件における株式取得価額の算定に当たっては、第三者機関による適切なデューデリジェンスを実施し、DCF法による株式価値算定を行っており、価格の妥当性を検証するための十分な手続きを実施しております。
2. 本件株式譲渡契約には、譲渡価額調整条項が設けられているため、上記取得価額には基準となる金額を記載しております。
3. 本件の取得資金につきましては、全額自己資金を充当いたします。

5. 日 程

(1) 取締役会決議日	2020年3月25日
(2) 契約締結日	2020年3月25日
(3) 株式譲渡実行日	2020年6月1日

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

株式会社フレアス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 井 上 倫 哉 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 染 葉 真 史 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フレアスの2019年4月1日から2020年3月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月26日

株式会社フレアス 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	赤池雅司	㊞
監査役（社外監査役）	日浦正貴	㊞
監査役（社外監査役）	古賀望	㊞

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 取締役3名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営の効率化及び意思決定の迅速化を目的として2名減員し、社外取締役1名を含む取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	さわ のぼり たく 澤 登 拓 (1969年1月9日生)	1999年4月 有限会社東洋医学会館入社 2000年4月 株式会社アメンティサービス入社 2000年7月 ふれあい在宅マッサージ開業 2002年4月 有限会社ふれあい在宅マッサージ (現当社) 設立 代表取締役社長 2005年4月 株式会社ふれあい在宅マッサージ (現当社) 組織変更 代表取締役社長 (現任) 2016年3月 株式会社優美設立 代表取締役社長 (現任)	826,600株
<p>【取締役候補者とした理由】 長年にわたり当社の代表取締役社長として、経営の重要事項決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしてきており、今後も当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割が期待できると判断したためであります。</p>			

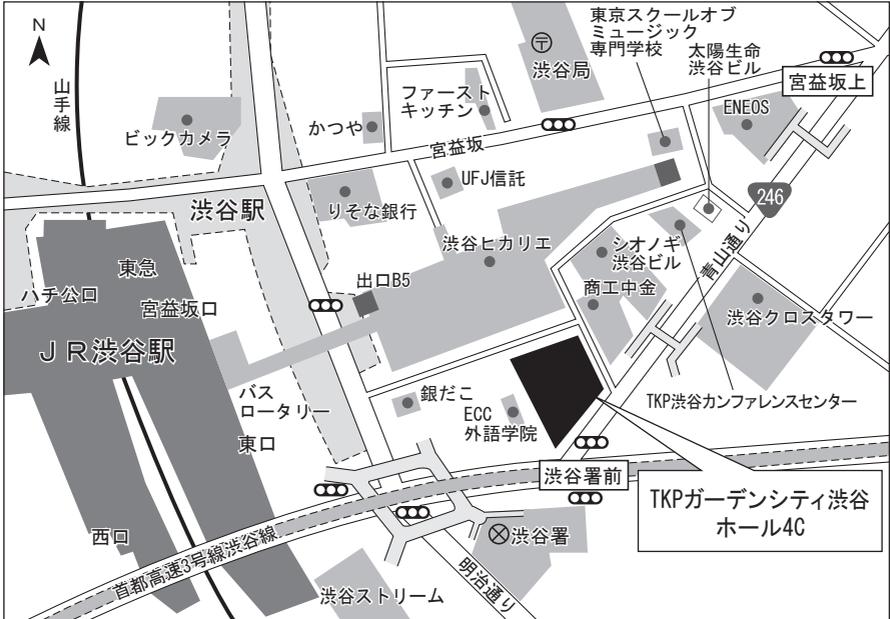
候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	さき ね たつ や 関 根 竜 哉 (1969年9月22日生)	1993年4月 東急工建株式会社入社 1999年4月 株式会社日本リロケーション（現株式会社リログループ）入社 2001年6月 日本福祉サービス株式会社（現セントケア・ホールディング株式会社）入社 2003年3月 同社取締役管理部長 2006年11月 セントワークス株式会社代表取締役社長 2008年6月 セントケア・ホールディング株式会社常務取締役財務・経理部長 2017年6月 同社専務取締役事業企画本部長 2018年6月 当社社外取締役（現任） 2019年4月 セントケア・ホールディング株式会社取締役副社長 2020年4月 同社取締役（現任）	2,400株
【取締役候補者とした理由】 上場企業における経営陣としての経験、介護業界における豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割が期待できると判断したためであります。			
3	※ ち ほ だい すけ 千 葉 大 介 (1970年7月18日生)	1993年4月 新日本製鐵株式会社（現日本製鐵株式会社）入社 2001年9月 株式会社インクス入社 2008年2月 縄文アソシエイツ株式会社入社 2010年8月 株式会社産業革新機構（現株式会社産業革新投資機構）入社 ディレクター 2013年6月 同社マネージングディレクター組織戦略室長 2017年6月 同社執行役員マネージングディレクター組織戦略室長 2018年10月 マグナサーチ株式会社設立 代表取締役社長（現任）	一株
【社外取締役候補者とした理由】 投資ファンドでの経験を経て自ら会社を経営するなど、幅広い経験と高い見識を有しており、当社の重要事項の決定及び経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、社外取締役候補者としていたしました。			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. ※印は、新任の取締役候補者であります。
3. 千葉大介氏は、社外取締役候補者であります。また、当社は、同氏が原案どおり選任された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
4. 社外取締役候補者千葉大介氏とは、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度額とする責任限定契約の締結を予定しております。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号 渋谷東口ビル4階
TKPガーデンシティ渋谷 ホール4C
電話番号 03-6418-1073



- 交 通
- JR山手線・埼京線・湘南新宿ライン「渋谷」駅
東口より徒歩3分
 - 東京メトロ銀座線・半蔵門線・副都心線「渋谷」駅
B5番出口より徒歩2分
 - 東急東横線・田園都市線「渋谷」駅
ヒカリエ方面連絡通路より徒歩3分
 - 京王井の頭線「渋谷」駅
中央口より徒歩6分

※渋谷駅周辺は改装中のため、歩道橋の位置等が変更になる可能性があります。

(お車でのご来場はご遠慮ください)